

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 3月31日

照会部署名 中国ブロック本部厚生年金適用支援G

照会担当者 (一般職員) 森川 聰

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 細美

(案件)

| | |
|------------------------|----------------------------|
| (受付番号) No. 2010-464 | 個人事業所が被保険者0人となった場合の全喪届について |
|------------------------|----------------------------|

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

(疑義照会内容)

適用を受けている個人事業所において従業員がすべて退職したため被保険者が0人となり、事業主が一人で今後も事業を続けるものの、従業員を当面雇う予定がない事業所があります。事業を継続しているため、廃止等の添付書類が提出できない場合、(又は被保険者0人の個人事業所に電話連絡等により実態確認を行った際に同様の状態が判明した場合) 全喪届の提出等について下記のいずれの方法(①~③)で処理(指導)すべきかご教示願います。

(論点の整理)

個人事業所の従業員がいなくなった場合の全喪届の取り扱いは業務処理マニュアルにおいて定められていない。強制適用事業所が適用事業所に該当しなくなったことにより全喪となる場合と、任意適用事業所が被保険者の4分の3以上の同意を得て任意に全喪を申請する場合のみが定められているだけである。

そこで、(疑義照会内容)事例の事業所の状態が健康保険法施行規則第20条・厚生年金保険法施行規則第13条の2における「適用事業所に該当しなくなったとき」にあたるかどうかの法令解釈によって、全喪届等の提出の方法が異なってくると考えられる。

(想定される処理（指導）方法)

(疑義照会内容) 事例のような個人の任意適用事業所は、従業員がおらず事業主のみで事業を続けるということになれば、実態を見れば当然適用事業所としての要件を欠いていると考えられることから、法令上においても「適用事業所に該当しなくなった」と解する立場に立てば、以下の方法での処理が想定される。

- ① 事業主より全喪届を受け、被保険者が0人となった日付で全喪処理を行う。(添付書類の収取ができない場合、適用事業所に該当しなくなった理由等を事業主に聞き取り、届書等に明記する。) 全喪処理を行った後一定期間後に事後調査を行う。
- ② 全喪届を受付けるものの、添付書類が収取できないため、事業所調査を行った後、被保険者が0人となった日付で認定全喪として処理する。

一方、健康保険法第3条第3項・厚生年金保険法第6条第1項に規定する強制適用事業所以外の事業所は、健康保険法第31条・厚生年金保険法第6条第3項により認可を受けて適用事業所（任意適用事業所）とすることとなっている。さらに健康保険法第33条第1項・厚生年金保険法第8条第1項により、健康保険法第31条・厚生年金保険法第6条第3項の事業所は認可を受けて適用事業所でなくすることができるとなっている。任意適用事業所が実態として適用事業所の要件を欠いていたとしても、任意適用事業所が「適用事業所に該当しなくなった」場合の要件については法令上明記されていないため、適用事業所でなくする場合は法令上必ず認可が必要とも解釈できる余地もある。この解釈の立場に立てば、任意適用事業所は健康保険法施行規則第20条・厚生年金保険法施行規則第13条の2における「適用事業所に該当しなくなったとき」の「適用事業所」にはあたらず、以下の方法での全喪届の提出等対応が想定される。

- ③ 事業主より全喪届・任意適用取消申請書を提出させ、厚生労働大臣の認可のあった翌日をもって全喪処理する。

(被保険者が0人であっても適用事業所としての該当でなくなったわけではないから、事業主より任意適用取消の申請書等の提出がない間は被保険者0のまま全喪処理を行わない。)

なお、③で処理を行うべきとの回答の場合、被保険者が0であるため、被保険者の同意書を収取することができないが、この場合は事業主からの全喪届及び任意適用取消申請書のみの提出でよいのか、あわせてご教示願います。

(回答)

任意適用事業所（新規適用が厚生年金保険法第6条第3項並びに健康保険法第31条に基づく事業所）が厚生年金保険法第8条第1項及び健康保険法第33条第1項に基づき、適用事業所でなくするための厚生労働大臣の認可を受けようとするときは、厚生年金保険法施行規則第14条及び健康保険法施行規則第22条に基づき、取消の申請（任意適用取消申請書）を行うこととなるが、当該事業所の被保険者が0人の場合には、厚生年金保険法第8条第2項及び健康保険法第33条第2項に基づき同意をする使用される者が存在しないことから、当該同意書の添付は不要である。また、被保険者が0人の場合において、事業主の所在が不明である場合等、取消の申請を行うことが現実的に不可能であると考えられる場合には、職権において適用事業所でなくすることが出来る。

なお、新規適用が厚生年金保険法第6条第1項第1号及び同項第2号並びに健康保険法第3条第3項に基づく適用事業所については、厚生年金保険法第7条及び健康保険法第32条の規定に基づき、みなしの任意適用事業所となっているものがあるが、こうした事業所が被保険者が0人となり、適用事業所に該当しなくなった場合の取扱いも同様である。ただし、厚生年金保険法第8条第2項及び健康保険法第33条第2項に基づき同意をする使用される者が存在しないことから、みなしの任意適用事業所となっていることが実務上特定出来ない場合は、厚生年金保険法施行規則第13条の2及び健康保険法施行規則第20条の届出（適用事業所の全喪届）によって手続きを行っても差し支えない。

回答日 平成22年12月1日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先

メールアドレス

山上

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

厚生年金保険法（昭和二十九年五月十九日法律第百十五号）

（適用事業所）

第六条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする。

一 次に掲げる事業の事業所又は事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するものの

イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業

ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

ハ 鉱物の採掘又は採取の事業

ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業

ホ 貨物又は旅客の運送の事業

ヘ 貨物積みおろしの事業

ト 焼却、清掃又はと殺の事業

チ 物の販売又は配給の事業

リ 金融又は保険の事業

ヌ 物の保管又は賃貸の事業

ル 媒介周旋の事業

ヲ 集金、案内又は広告の事業

ワ 教育、研究又は調査の事業

カ 疾病の治療、助産その他医療の事業

ヨ 通信又は報道の事業

タ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業

二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所又は事務所であつて、常時従業員を使用するもの

三 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員（以下単に「船員」という。）として船舶所有者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者。以下単に「船舶所有者」という。）に使用される者が乗り組む船舶（第五十九条の二を除き、以下単に「船舶」という。）

2 前項第三号に規定する船舶の船舶所有者は、適用事業所の事業主とみなす。

3 第一項の事業所以外の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができます。

4 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（第十二条に規定する者を除く。）の二分の一以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

第七条 前条第一項第一号又は第二号の適用事業所が、それぞれ当該各号に該当しなくなつたときは、その事業所について同条第三項の認可があつたものとみなす。

第八条 第六条第三項の適用事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができる。

2 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（第十二条に規定する者を除く。）の四分の三以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年七月一日厚生省令第三十七号）

（適用事業所に該当しなくなつた場合の届出）

第十三条の二 適用事業所の事業主（船舶所有者を除く。以下この項において同じ。）は、廃止、休止その他の事情により適用事業所に該当しなくなつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、第十四条の規定により申請をするときは、この限りでない。

- 一 事業主の氏名又は名称及び住所
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 該当しなくなつた年月日及びその事由

2 前項の届書には、適用事業所に該当しなくなつたことを証する書類を添えなければならない。

3 第一項の届出は、機構に健康保険法施行規則二十条の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

4 船舶所有者は、船舶が適用事業所に該当しなくなつたときは、当該事実があつた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

- 一 船舶所有者の住所
- 二 適用事業所に該当しなくなつた年月日及びその事由

5 前項の届書には、船舶が適用事業所に該当しなくなつたことを証する書類を添えなければならない。

6 第四項の届出は、機構に船員保険法施行規則第五条の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

(任意適用の申請)

第十三条の三 法第六条第三項 の規定による認可を受けようとする事業主は、厚生年金保険任意適用申請書（様式第五号）を機構に提出しなければならない。この場合において、同時に健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三十一条第一項 の認可を受けるために、健康保険法施行規則第二十一条第一項 の規定によつて申請書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

2 前項の申請書には、法第六条第四項 に規定する同意を得たことを証する書類を添えなければならない。

(任意適用取消の申請)

第十四条 法第八条第一項 の規定による認可を受けようとする事業主は、厚生年金保険任意適用取消申請書（様式第六号）を機構に提出しなければならない。この場合において、同時に健康保険法第三十三条第一項 の認可を受けるために、健康保険法施行規則第二十二条第一項 の規定によつて申請書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

2 前項の申請書には、法第八条第二項 に規定する同意を得たことを証する書類を添えなければならない。

関係条文（参考）

健康保険法

第3条 3 この法律において「適用事業所」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所をいう。

1. 次に掲げる事業の事業所であつて、常時5人以上の従業員を使用するもの

イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業

ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

ハ 鉱物の採掘又は採取の事業 ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業

ホ 貨物又は旅客の運送の事業 ヘ 貨物積卸しの事業 ト 焼却、清掃又はとさつの事業

チ 物の販売又は配給の事業 リ 金融又は保険の事業 ヌ 物の保管又は貯蔵の事業

ル 媒介周旋の事業 ヲ 集金、案内又は広告の事業 ワ 教育、研究又は調査の事業

カ 疾病の治療、助産その他医療の事業 ヲ 通信又は報道の事業

タ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める社会福祉事業及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）に定める更生保護事業

2. 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所であつて、常時従業員を使用するもの

第31条 適用事業所以外の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができます。

2 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（被保険者となるべき者に限る。）の2分の1以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

第33条 第31条第1項の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができます。

2 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（被保険者である者に限る。）の4分の3以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

厚生年金保険法

第6条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする。

一 次に掲げる事業の事業所又は事務所であつて、常時5人以上の従業員を使用するもの

イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業

ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

ハ 鉱物の採掘又は採取の事業 ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業

ホ 貨物又は旅客の運送の事業 ヘ 貨物積みおろしの事業 ト 焼却、清掃又はと殺の事業

チ 物の販売又は配給の事業 リ 金融又は保険の事業 ヌ 物の保管又は貯蔵の事業

ル 媒介周旋の事業 ヲ 集金、案内又は広告の事業 ワ 教育、研究又は調査の事業

カ 疾病の治療、助産その他医療の事業 ヲ 通信又は報道の事業

タ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業

業

二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所又は事務所であつて、常時従業員を使用するもの

三 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員（以下単に「船員」という。）として船舶所有者（船員保険法（昭和十四年法律第73号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者。以下単に「船舶所有者」という。）に使用される者が

乗り組む船舶（第五十九条の二を除き、以下単に「船舶」という。）

2 前項第三号に規定する船舶の船舶所有者は、適用事業所の事業主とみなす。

3 第一項の事業所以外の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができます。

4 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者(第十二条に規定する者を除く。)の二分の一以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

第8条 第六条第三項の適用事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができる。

2 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者(第十二条に規定する者を除く。)の四分の三以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

健康保険法施行規則

第20条 適用事業所の事業主は、廃止、休止その他の事情により適用事業所に該当しなくなったときは、第二十二条の規定により申請する場合を除き、当該事実があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者の事業主が同時に厚生年金保険の被保険者の適用事業所であるときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。

一 事業主の氏名又は名称及び住所 二 事業所の名称及び所在地

三 適用事業所に該当しなくなった年月日及びその理由

2 前項の届書には、適用事業所に該当しなくなつたことを証する書類を添付しなければならない。

第22条 法第三十三条第一項の規定による認可の申請は、様式第二号による健康保険任意適用取消申請書を機構又は地方厚生局長等に提出することによって行うものとする。この場合において、同時に厚生年金保険法第八条第一項の認可を受けようとするときは、健康保険任意適用取消申請書にその旨を付記しなければならない。

2 健康保険任意適用取消申請書には、法第三十三条第二項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

厚生年金保険法施行規則

第13条の2 適用事業所の事業主(船舶所有者を除く。以下この項において同じ。)は、廃止、休止その他の事情により適用事業所に該当しなくなつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、第十四条の規定により申請をするときは、この限りでない。

一 事業主の氏名又は名称及び住所

二 事業所の名称及び所在地

三 該当しなくなつた年月日及びその事由

2 前項の届書には、適用事業所に該当しなくなつたことを証する書類を添えなければならない。

3 第一項の届出は、機構に健康保険法施行規則二十条の規定によって届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

4 船舶所有者は、船舶が適用事業所に該当しなくなつたときは、当該事実があつた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一 船舶所有者の住所

二 適用事業所に該当しなくなつた年月日及びその事由

5 前項の届書には、船舶が適用事業所に該当しなくなつたことを証する書類を添えなければならない。

6 第四項の届出は、機構に船員保険法施行規則第五条の規定によって届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

第14条 法第八条第一項の規定による認可を受けようとする事業主は、厚生年金保険任意適用取消申請書(様式第六号)を機構に提出しなければならない。この場合において、同時に健康保険法第三十三条第一項の認可を受けるために、健康保険法施行規則第二十二条第一項の規定によって申請書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

2 前項の申請書には、法第八条第二項に規定する同意を得たことを証する書類を添えなければならない。